

国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領(令和4年12月21日付け4農産第3509号、4畜産第1954号農林水産省農産局長、畜産局長通知)一部改正新旧対照表
(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別紙1（第1の1関係） 国内肥料資源活用総合支援事業 第17 環境負荷低減のクロスコンプライアンス 1 事業実施主体及び中心的な取組主体は、次に掲げる環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックするものとする。また、事業実施主体は、第8の規定に基づく交付等要綱第9第1項に規定する交付申請書の提出に併せて、当該チェックシートを提出するものとする。なお、事業実施主体は、すべての中心的な取組主体から回収したチェックシートを保管し、別記様式第5号別添4により環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート実施者リスト（以下「実施者リスト」という。）を作成し提出することで、当該チェックシートの提出を省略することができる。 ア～ウ （略） 2 都道府県協議会は、別紙1－3の第2の（4）又は（5）の取組を行う場合、チェックシートを作成するものとする。また、自身のチェックシート及び<u>1</u>により事業実施主体から提出されたチェックシート等を保管したうえで、実施者リストを作成し、地方農政局長等に提出するものとする。	別紙1（第1の1関係） 国内肥料資源活用総合支援事業 第17 環境負荷低減のクロスコンプライアンス 1 事業実施主体及び中心的な取組主体は、次に掲げる環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下、「<u>チェックシート</u>」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックするものとする。また、事業実施主体は、第8の規定に基づく交付等要綱第9第1項に規定する交付申請書の提出に併せて、当該チェックシートを提出するものとする。なお、事業実施主体は、すべての中心的な取組主体から回収したチェックシートを保管し、別記様式第5号別添4により環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート実施者リスト（以下、「<u>実施者リスト</u>」という。）を作成し提出することで、当該チェックシートの提出を省略することができる。 ア～ウ （略） 2 都道府県協議会は、別紙1－3の第2の（4）又は（5）の取組を行う場合、チェックシートを作成するものとする。また、自身のチェックシート及び<u>（1）</u>により事業実施主体から提出されたチェックシート等を保管したうえで、実施者リストを作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

3 事業実施主体が別紙 1－5 の取組を行う場合、実績報告の際、1 のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、交付等要綱第20第 1 項に規定する実績報告書の提出に併せて、当該チェックシートを提出するものとする。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に各取組をしたかどうか確認を行うこととする。

別紙 1－5（別紙 1 の第 4 の（5）関係）

国内外の肥料原料価格の動向等調査

第 2 事業要件

本事業の要件は、次に掲げる要件を全て満たすこととする。

（1）（略）

（2）別記様式第 5 号別添 3 の環境負荷低減チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを交付申請書に添付し、農産局長に提出すること。

また、実績報告の際は、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、当該チェックシートを実績報告書に添付し、農産局長に提出すること。

（新設）

別紙 1－5（別紙 1 の第 4 の（5）関係）

国内外の肥料原料価格の動向等調査

第 2 事業要件

本事業の要件は、次に掲げる要件を全て満たすこととする。

（1）（略）

（2）別記様式第 5－3 号別添の環境負荷低減チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施計画に添付し、農産局長に提出すること。

なお、農林水産省の職員によりチェックシートを提出した者から抽出された場合、実際に各取組をしたかどうか確認を受けることとする。

別紙 1－7（別紙 1 の第 8 関係）

事業実施計画書に対する審査基準

審査項目			評価ポイント
加算項目	地域計画に位置付けられた地域における取組	⑰本事業の実施に供するほ場が、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に定める地域計画のうち将来像が明確化された地域計画（※）において農業を担う者が位置付けられてい	5

紙 1－7（別紙 1 の第 8 関係）

事業実施計画書に対する審査基準

審査項目			評価ポイント
加算項目	地域計画に位置付けられた地域における取組	⑰本事業の実施に供するほ場が、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条に定める地域計画のうち目標地図において農業を担う者が位置付けられているほ場である場合又は事業実施	5

		るほ場である 場合又は事業 実施主体若し くは事業実施 計画書に位置 付けられた中 心的な取組主 体が地域計画 のうち <u>将来像 が明確化され た地域計画</u> に 位置付けられ た者である場 合	
--	--	--	--

		主体若しくは 事業実施計画 書に位置付け られた中心的 な取組主体が 地域計画のう ち <u>目標地図に 位置付けられ た者である場 合</u>	
--	--	--	--

※地域計画のうち、以下の（１）及び（２）の要件を満たすもの。

（１）農用地の利用の集積に関する目標

地域計画に記載する「将来の目標とする集積率」（以下「目標集積率」という。）について、次に掲げる基準を全て満たすものであること。

ア 目標集積率が、「現状の集積率」（以下「現状集積率」という。）を下回らないこと。

イ 目標集積率が８割以上であること。

ただし、都府県にあっては、農業地域類型（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成 13 年 11 月 30 日付け 13 統計第 956 号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地

域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。）が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が次のいずれかを満たせば可とする。

（ア）現状集積率が 5 割未満の場合にあっては、6 割以上であること

（イ）現状集積率が 5 割以上 6 割未満の場合にあっては、現状集積率から 10 ポイント以上増加するものであること

（ウ）現状集積率が 6 割以上の場合にあっては、6 割以上であること

（2）農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合

地域計画に記載する「区域内の農用地等面積」から「地域内の農業を担う者一覧」に掲げる者の「10 年後」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計を控除した面積の割合が、次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあっては、1 割未満であること

イ 農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあっては、2 割未満であること

別記様式第 5－3 号

別記様式第 5－3 号

第3 添付資料

(1) 事業に係る経費算定の根拠資料（見積書の写し等）

(2) 別記様式第5号別添3の「環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート」（交付申請時）

(3) その他農産局長が必要と認める資料

(実績報告時)

(1) 事業実施等の確認のための資料

（帳簿、補助金調書、出来高設計書、財産管理台帳、契約書、請求書又は領収書等の写し）

(2) 別記様式第5号別添3の「環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート」（国内外の肥料原料価格の動向等調査に限る）

(チェック欄)

(チェック欄)

(別記様式第5号別添3)

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (民間事業者・自治体等向け)

事業名： _____
組織名・代表者氏名： _____
住所： _____
連絡先： _____

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
① ☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない ☐ ） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐
申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
② ☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない ☐ ） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）	☐
申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③ ☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
④ ☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める	☐
⑤ ☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐
申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥ ☐	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない ☐ ） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。
この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦ ☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑧ ☐	資源の再利用を検討	☐
申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨ ☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない ☐ ） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑩ ☐	※特定事業場である場合（該当しない ☐ ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐
申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪ ☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫ ☐	関係法令の遵守	☐
⑬ ☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑭ ☐	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない ☐ ） 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑮ ☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞
・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用する、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。
上記について、確認しました ☐

第3 添付資料

(1) 事業に係る経費算定の根拠資料（見積書の写し等）

(2) 別添の「環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート」

(3) その他農産局長が必要と認める資料

(実績報告時)

(1) 事業実施等の確認のための資料

（帳簿、補助金調書、出来高設計書、財産管理台帳、契約書、請求書又は領収書等の写し）

(チェック欄)

(チェック欄)

(別記様式第5号別添3)

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
① ☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない ☐ ） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐
申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
② ☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない ☐ ） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）	☐
申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③ ☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
④ ☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める	☐
⑤ ☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐
申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥ ☐	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない ☐ ） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

記入年月日： _____
事業実施主体又は中心的な取組主体名： _____

申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦ ☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑧ ☐	資源の再利用を検討	☐
申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨ ☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない ☐ ） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑩ ☐	※特定事業場である場合（該当しない ☐ ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐
申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪ ☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫ ☐	関係法令の遵守	☐
⑬ ☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑭ ☐	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない ☐ ） 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑮ ☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

(注) ※の記載内容に「該当しない」場合には、□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

附 則

1 この通知は、令和7年〇月〇日から施行する。

- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。